

諮問庁：環境大臣

諮問日：平成29年8月29日（平成29年（行情）諮問第344号）

答申日：平成30年3月29日（平成29年度（行情）答申第558号）

事件名：水俣病認定検討会眼科小委員会報告以外の議事内容等が記載された文書を保有していない理由に関する記録等の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の2に掲げる各文書（以下、順に「本件対象文書①」ないし「本件対象文書④」といい、併せて「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年5月12日付け環企発第1705122号により環境大臣（以下「環境大臣」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね次のとおりである（なお、意見書の内容は省略する。）。

- (1) 「水俣病認定検討会眼科小委員会報告」（以下「眼科小委員会報告」という。）以外の資料を、環境省が保有していないのであれば、処分庁が不存在として不開示とした記録、経緯の記録等が存在しなければ、このようなことはできないはずなので、これを特定し、開示することを求める。
- (2) 「水俣病認定検討会の設置について」の資料を、環境省が保有していたのであれば、処分庁が不存在として不開示とした選任に当たっての記録等も存在したはずであるので、これを特定し、開示することを求める。
- (3) 環境庁が設置したずさんな「水俣病認定検討会」

環境大臣の諮問（平成27年（行情）諮問第789号「『52年判断条件』についての医学的根拠資料等の不開示決定（不存在）に関する件」）に対する総務省情報公開・個人情報保護審査会の答申（平成28年度（行情）答申第632号。以下「平成28年度答申」という。）において、「眼科小委員会報告」との標題が記された資料について、諮問

庁は「水俣病認定検討会の資料の一部である」との説明をした。

当該説明は、環境庁（当時）が設置した「水俣病認定検討会」が如何にずさんなものであったことを、審査請求人に明らかにしてくれるものとなった。

（４）環境省に行政文書の開示請求

特定訴訟に関する最高裁判所判決が、特定年月日にあった。そこで、審査請求人は、この判決を忘れないでほしいという思いから、平成２９年４月１６日付けで、環境省大臣官房総務課情報公開閲覧室に行政文書の開示請求を行った。

当該請求は、「環境大臣（諮問庁）の諮問（平成２７年（行情）諮問第７８９号「『５２年判断条件』に関しての医学的根拠資料等の不開示決定（不存在）に関する件」）に対する総務省情報公開・個人情報保護審査会の答申（平成２８年（行情）答申第６３２号「答申書」）において、「水俣病認定検討会眼科小委員会報告」との標題が記された資料について、諮問庁は「水俣病認定検討会の資料の一部である」との説明をした。①「水俣病認定検討会眼科小委員会」以外の検討に係る議事の内容等が記載された文書を、環境省はなぜ保有していなかったのか。このことに関しての記録等。②①が、当該文書を廃棄したものであれば、このことに至った経緯の記録等。③①は、誰の指示によるものなのか。④「水俣病認定検討会」設置に関しての記録等。⑤同検討会委員の選任に当たっての記録等。の開示を求める。」というものである。

（５）処分庁から「開示決定通知書」が届く

処分庁から平成２９年５月１２日付け環保企発第１７０５１２２号をもっての処分として、法９条１項の規定に基づき、「行政文書開示決定通知書」が届いた。

当該通知書は「不開示とした部分とその理由」があるとして、次のこととした。

① 「眼科小委員会」以外の検討に係る議事の内容等が記載された文書を、環境省はなぜ保有していなかったのか。このことに関しての記録等。

② ①が、当該文書を廃棄したものであれば、そこに至った経緯の記録等。

③ ①は、誰の指示によるものなのか。

当該行政文書については、作成・取得しておらず、いずれも不存在のため不開示としました。

⑤ 同検討会委員の選任に当たっての記録等。

当該行政文書については、保存期間満了により廃棄しており、不存在のため不開示としました。

(6) 審査請求人の意見として

平成28年度答申において、諮問庁は「眼科小委員会報告」について、「水俣病認定検討会の資料の一部である」との説明をした。

何であれ、当該資料が水俣病認定検討会のものであることは間違いのない事実である。

そこで、審査請求人の意見を述べたい。

ア 「眼科小委員会報告」以外の資料を、環境省が保有していないのであれば、処分庁が不存在として不開示とした本件請求①ないし③（別紙の1の①ないし③）に関する行政文書が存在しなければ、このようなことはできないはずなので、これを特定し、開示することを求める。

イ 平成29年5月19日付けで、処分庁は「水俣病検討会の設置について」に関する資料を開示した。

当該資料を、環境省が保有していたのであれば、処分庁が不存在として不開示とした本件請求⑤（別紙の1の⑤）に関する行政文書も存在したはずであるので、これを特定し、開示することを求める。

(7) 結論

後天性水俣病の判断条件について（昭和52年7月1日付け環保業第262号環境庁企画調整局環境保健部長通知。以下「52年判断条件」という。）が昭和52年7月1日付けで発出したことから、この日にちなんで、審査請求人は平成29年7月1日付けで、環境大臣に対して審査請求をすることにした。

(8) 最後に

52年判断条件は、医学の関係分野の専門家で構成された「水俣病認定検討会」で策定されたものであった。

それにもかかわらず、環境省が「眼科小委員会報告」のみの資料しか保有していないことに、審査請求人は疑問でならなかった。そこで、このことを明らかにするために、審査請求人は審査請求をすることにしたのである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 事案概要

(1) 審査請求人は、法に基づき、処分庁に対し、平成29年4月16日付けで、別紙の1に掲げる各文書（以下、順に「本件請求文書①」ないし「本件請求文書⑤」といい、併せて「本件請求文書」という。）の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行い、処分庁は同月17日付けでこれを受理した。

(2) 本件開示請求に対し、処分庁は、平成29年5月12日付けで審査請求人に対し、行政文書の一部を開示する旨の原処分を行った。

(3) これに対し、審査請求人は、平成29年7月1日付けで、諮問庁に対

して原処分 of 取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行い、諮問庁は同月 3 日付けでこれを受理した。

- (4) 諮問庁は、本件審査請求について検討を行ったが、原処分を維持するのが相当と判断し、諮問庁において本件審査請求を棄却することにつき、情報公開・個人情報保護審査会に諮問するものである。

2 原処分における処分庁の決定及びその考え方

本件請求文書①、②及び③については、作成・取得しておらず、いずれも不存在のため不開示とした。本件請求文書④については、「水俣病認定検討会の設置について」を特定し開示した。本件請求文書⑤については、保存期間満了により廃棄しており、不存在のため不開示とした。

3 審査請求人の主張についての検討

審査請求人は、原処分 of 取消しを求めているので、その主張について検討する。

- (1) 審査請求人が請求する本件請求文書①、②及び③に関する行政文書については、本件審査請求を受け、処分庁において本件対象文書①、②及び③について環境保健部の執務室内文書保管場所、書庫等の探索を行ったが該当する文書の存在は認められなかった。なお、本件対象文書①及び③に関する行政文書については、業務を行う上で必要なものではなく、作成すべき文書にも当たらない。

- (2) 審査請求人が請求する本件請求文書⑤に関する行政文書については、本件審査請求を受け、処分庁において本件対象文書④について環境保健部の執務室内文書保管場所、書庫等の探索を行ったが該当する文書の存在は認められなかった。なお、水俣病認定検討会は昭和 50 年 6 月に設置されている。当時の文書保存期間については、環境庁文書管理規程（昭和 49 年環境庁訓令第 12 号。以下「昭和 49 年文書管理規程」という。）別表第 8 において、その内容により、永久、20 年、10 年、5 年、3 年及び 1 年と区分されているが、同検討会委員の選任に当たったの記録等に関する行政文書については、少なくとも永久保存の文書に該当せず、40 年以上経た現在、該当する文書は存在しない。

4 結論

以上のとおり、審査請求人の主張について検討した結果、審査請求人の主張には理由がないことから、本件審査請求に係る処分庁の決定は妥当であり、本件審査請求は棄却することとしたい。

第 4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------------|---------------|
| ① 平成 29 年 8 月 29 日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年 10 月 2 日 | 審査請求人から意見書を收受 |

④ 平成30年3月9日 審議

⑤ 同月27日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件請求文書④については、「水俣病認定検討会の設置について」を特定して開示するとし、本件対象文書①ないし③については、これを作成・取得しておらず、不存在のため不開示とし、本件対象文書④については、保存期間満了により廃棄しており、不存在のため不開示とする決定（原処分）を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分のうち本件対象文書に関する部分の取消しを求め、諮問庁は、原処分を維持することが妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 本件対象文書①ないし③（別紙の2の①ないし③）について

ア 本件対象文書①ないし③は、「水俣病認定検討会眼科小委員会」以外の検討に係る議事の内容等が記載された文書に関する文書であり、具体的には、本件対象文書①は、「環境省はなぜ保有していなかったのか。このことに関しての記録等」であり、本件対象文書②は、「本件対象文書①が、当該文書を廃棄したものであれば、そこに至った経緯の記録等」であり、本件対象文書③は、「本件対象文書①は、誰の指示によるものなのか」に係る文書である。

イ 諮問庁は、上記第3の2のとおり、本件請求文書①ないし③に該当する文書（本件対象文書①ないし③）については、作成・取得していないとし、また、上記第3の3（1）のとおり、本件請求文書①及び③に該当する文書（本件対象文書①及び③）については、業務を行う上で必要なものではなく、作成すべき文書にも当たらない旨説明する。

当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象文書①ないし③について更に確認させたところ、諮問庁は次のとおり説明する。

(ア) 昭和50年6月、水俣病認定検討会が設置され、同検討会に設けられた眼科小委員会のみならず、神経症状小委員会などにおける専門的な検討を経た上で、同検討会は、昭和52年に、検討結果として、52年判断条件の案となるものの提示を行った。

過去の諮問事件（平成13年度（行情）答申第145号に係る事件）に関して説明しているとおおり、この水俣病認定検討会の議事録・会議録は作成されておらず、担当者のメモがつづられていたと思われるファイルについても、法施行前の時点で既に廃棄されたものと推測される。

もともと、特殊疾病対策室の書庫には、「水俣病に係る打合せ会議（１）」と題する文書つづりが１冊保存されていたところ、これは水俣病認定検討会に直接関わる文書つづりではなかったが、昭和５２年６月１５日に開催された水俣病対策に係る打合せ会の配布資料がつづられており、その中に「資料５ 水俣病認定検討会眼科小委員会報告」がつづられていた。同室において、当該文書の保有が認められたことから、平成２８年度答申において、これを対象として改めて開示決定等をすべきとされたところである。

（イ）「水俣病認定検討会眼科小委員会」以外の検討に係る議事の内容等が記載された文書を保有していないことについては、上記（ア）のとおりであるところ、それら文書を保有していない理由等に関する本件対象文書①ないし③も保有していない。

すなわち、環境省においては、現在は、環境省行政文書管理規則（平成２３年環境省訓令第３号。以下「文書管理規則」という。）により、保存期間が満了した行政文書ファイル等の廃棄に関し、当該行政文書ファイル等の名称及び廃棄日等について廃棄簿に記載することが義務付けられているが、保存期間が満了した文書の廃棄に係る記録の作成が義務付けられたのは、平成１３年３月３０日に改正された「環境省文書管理規程」（平成１３年環境省訓令第２号。以下「平成１３年文書管理規程」という。）の施行日である同年４月１日（法の施行日と同じ。）からである。そのため、法の施行より前に廃棄されたと推測される、「水俣病認定検討会眼科小委員会」以外の検討に係る議事の内容等が記載された文書については、当該記録は作成されなかったものと考えられる。念のため、環境省に保管してある平成２２年度以降に保存期間が満了した文書の廃棄簿等を確認してみたが、当該文書に係る記載は認められなかった。なお、平成２１年度以前に保存期間が満了した文書の廃棄簿については、環境省文書管理規程（平成１５年環境省訓令第３５号）別表第９「文書保存期間基準表」の「３」「ト」のとおり、保存期間が５年とされていたことから、既に保有していない。

そのほか、「水俣病認定検討会眼科小委員会」以外の検討に係る議事の内容等が記載された文書を保有していない理由や廃棄経緯に係る文書を作成すべき義務や業務上の必要性もなかったことから、本件対象文書①及び②は保有しておらず、また、当該文書を保有していないことが誰の指示によるものなのかといった記録を作成すべき義務や業務上の必要性もなかったことから、本件対象文書③も保有していない。

したがって、環境省において本件対象文書①ないし③は保有して

いない。

ウ 当審査会において、上記イ（ア）の過去の諮問事件に係る答申（平成13年度（行情）答申第145号）の内容を確認したところ、諮問庁が上記イ（ア）と同様の説明をしていることが確認された。

当審査会において、諮問庁から平成13年文書管理規程及び平成13年文書管理規程の改正前の文書管理規程の提示を受けて確認したところ、保存期間が満了した文書の廃棄に関し、当該文書の名称及び廃棄する年月日を記載した記録の作成が義務付けられたのは、諮問庁の上記イ（イ）の説明のとおり、平成13年4月1日からであることが認められる。

これらを踏まえると、環境省において本件対象文書①ないし③を保有していないとする諮問庁の上記イの説明は不自然、不合理とはいえず、これを否定するに足る事情はない。

また、本件審査請求を受けて行ったとする上記第3の3（1）の探索の範囲も不十分とはいえない。

エ 以上より、環境省において本件対象文書①ないし③を保有しているとは認められない。

（2）本件対象文書④（別紙の2の④）について

ア 本件対象文書④は、「水俣病認定検討会委員の選任に当たっての記録等」である。

イ 諮問庁は、上記第3の2のとおり、本件請求文書⑤に該当する文書については、保存期間満了により廃棄しており不存在であるとし、また、上記第3の3（2）のとおり、これについては、昭和49年文書管理規程における永久保存の文書には該当せず、40年以上経た現在、該当する文書は存在しない旨説明する。

ウ 当審査会において、諮問庁から昭和49年文書管理規程の提示を受けて確認したところ、同別表第8に掲げる文書保存類別基準表では、審議会等の答申等の保存期間が5年とされている一方で、委員の任免に関する文書について明示的な記載はされていないことが認められる。

さらに、諮問庁から、現行規則である文書管理規則及び文書管理規則に基づき特殊疾病対策室における行政文書の保存期間基準を定めた標準文書保存期間基準の提示を受けて確認したところ、委員の任免に関する文書については、審議会等の答申等と同様に10年とされていることが認められる。

これらを踏まえると、環境省において本件対象文書④を保有していないとする諮問庁の説明は不自然、不合理とはいえず、これを覆すに足る事情はない。

また、本件審査請求を受けて行ったとする上記第3の3（2）の探

索の範囲も不十分とはいえない。

エ 以上より、環境省において本件対象文書④を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、環境省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 山名 学, 委員 常岡孝好, 委員 中曽根玲子

別紙

1 本件請求文書

環境大臣（諮問庁）の諮問（平成27年（行情）諮問第789号「『52年判断条件』に関する医学的根拠資料等の不開示決定（不存在）に関する件」）に対する総務省情報公開・個人情報保護審査会の答申（平成28年（行情）答申第632号「答申書」）において、「水俣病認定検討会眼科小委員会報告」との標題が記された資料について、諮問庁は「水俣病認定検討会の資料の一部である」との説明をした。

- ① 「水俣病認定検討会眼科小委員会」以外の検討に係る議事の内容等が記載された文書を、環境省はなぜ保有していなかったのか。このことに関する記録等。（本件請求文書①）
- ② ①が、当該文書を廃棄したものであれば、そこに至った経緯の記録等。（本件請求文書②）
- ③ ①は、誰の指示によるものなのか。（本件請求文書③）
- ④ 「水俣病認定検討会」設置に関する記録等。（本件請求文書④）
- ⑤ 同検討会委員の選任に当たった記録等。（本件請求文書⑤）

の開示を求める。

2 本件対象文書

- ① 「水俣病認定検討会眼科小委員会」以外の検討に係る議事の内容等が記載された文書を、環境省はなぜ保有していなかったのか。このことに関する記録等。（本件対象文書①）
- ② ①が、当該文書を廃棄したものであれば、そこに至った経緯の記録等。（本件対象文書②）
- ③ ①は、誰の指示によるものなのか。（本件対象文書③）
- ④ 同検討会委員の選任に当たった記録等。（本件対象文書④）